

(仮称) 吹田市葬祭場等の建築に関する指導要領の骨子案

1 趣旨と目的

近年の社会情勢や開発事業の動向から、小規模な葬祭場等や遺体保管所及びエンバーミング施設といった施設を開発事業者（以下「事業者」という。）が建築計画する上で、近隣住民に対し事前に情報提供がなく、建築直前に建築計画の情報を把握した近隣住民と事業者がトラブルになることもあります。

これらの状況を考え、事業者が近隣住民に対し、早期に建築計画の情報提供を行い、近隣住民と良好な関係を築いていくことを目的とした指導内容を規定した要領を制定するものです。

2 要領の概要

(1) 事業者は葬祭場等の建築（建築物を新築し、増築し、若しくは用途を変更するものをいう。）を行う場合、次の手続を行うこととします。

- ア 事前申出書の提出
- イ 現地標識の設置
- ウ 関係住民へ情報提供
- エ 説明報告書の提出

(2) 要領に規定する施設

- ア 葬祭場
- イ 遺体保管所
- ウ エンバーミング施設

(3) 対象となる関係住民

計画が予定される敷地境界線から水平距離 20m の範囲内の建築物及び土地の所有者並びに居住者

3 施行予定

令和元年（2019年）10月1日